

清須市災害廃棄物処理計画（災害廃棄物処理対応マニュアル）【概要版】

□ 計画策定の背景及び目的

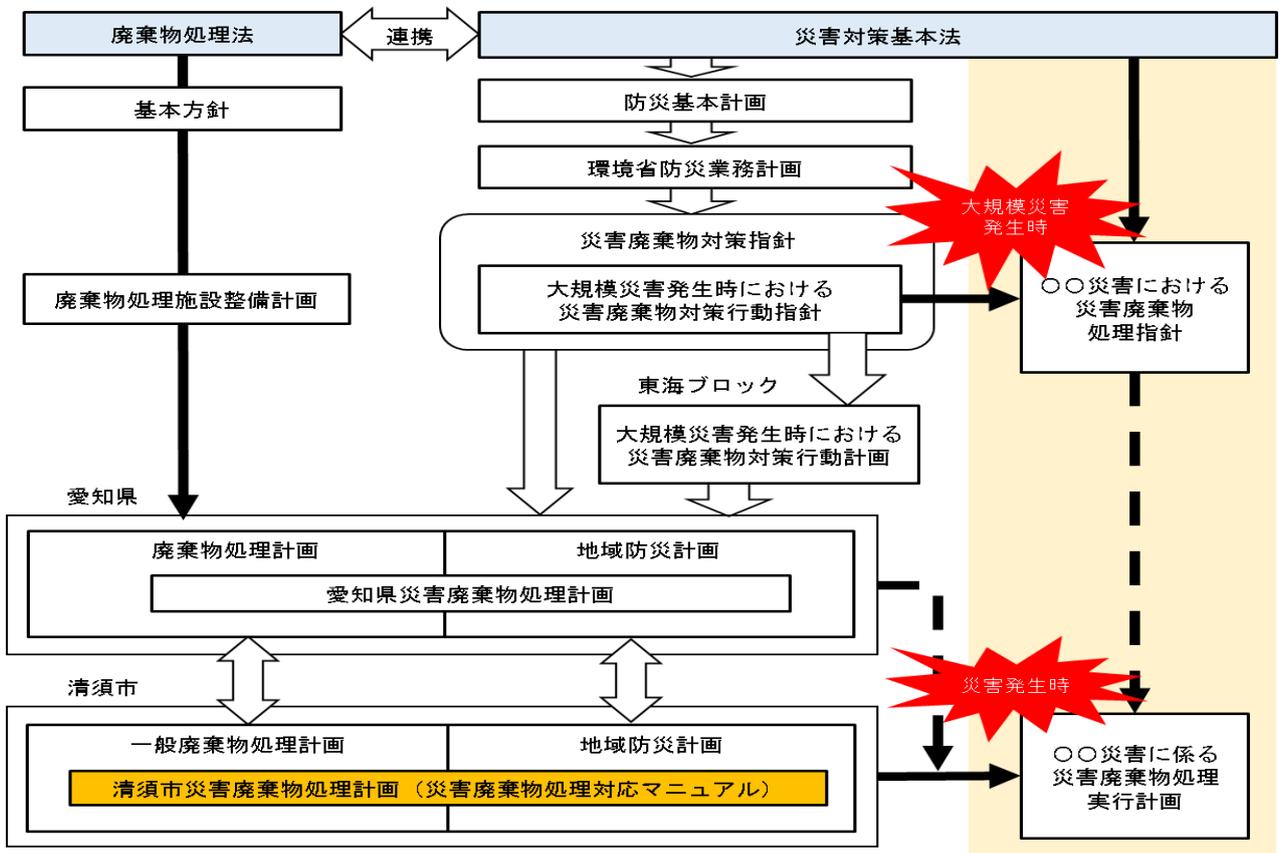
- 平成23年3月の東日本大震災や令和元年10月の台風第19号など、近年各地で頻繁に地震、台風や集中豪雨など災害が発生しており、本市においても平成12年9月に発生した東海豪雨によって多数の浸水被害などの大規模災害により、大量に発生する災害廃棄物処理に迅速な対応と対策が求められた。このため、災害廃棄物の処理及びリサイクルを迅速かつ適正に実施するとともに、市民の生活環境と安全を確保し、速やかに復旧・復興することを目的に「清須市災害廃棄物処理計画」（災害廃棄物処理対応マニュアル）を策定する。



【東海豪雨による被災状況】

□ 計画の位置づけ

- 国の「災害廃棄物対策指針」や「愛知県災害廃棄物処理計画」と整合を図りつつ、「清須市地域防災計画」「清須市一般廃棄物処理基本計画」を補完するものである。
- 災害発生時には、具体的な処理体制等の検討を行い、災害廃棄物処理実行計画として取りまとめる。



□ 対象とする災害

○ 地震災害

地震動により生ずる直接被害及びこれに伴い発生する液状化、火災、爆発その他異常な現象により生ずる被害

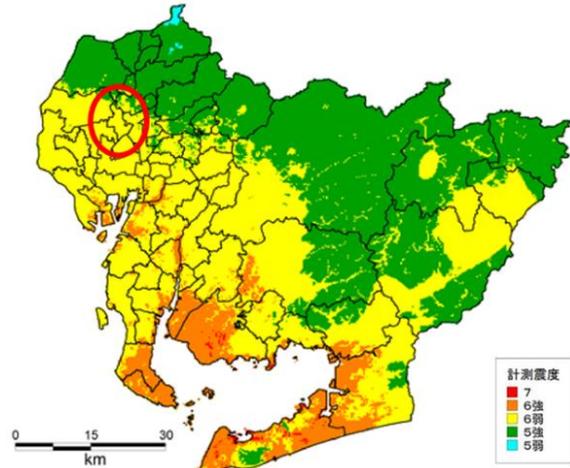
○ 風水害その他自然災害

台風や記録的な豪雨などによる暴風、大雨により生ずる建物倒壊、洪水、浸水、冠水などの被害

想定災害：南海トラフ地震（過去地震最大モデル）

清須市	倒壊建物（棟）		焼失建物（棟）	
	全壊	半壊	木造	非木造
	300	1,574	15	4
避難者数（人） 最大値	浸水建物（棟）		発生量（トン）	
	床上	床下	災害廃棄物	津波堆積物
38,007	0	0	85,672	0

出典：愛知県災害廃棄物処理計画
（平成28年10月）



【想定地震の震度分布】

□ 対象とする業務範囲

- 災害によって発生する廃棄物及び被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物の「収集・運搬」「再資源化」「中間処理」「最終処分」とそれに関連する一連の業務とする。

□ 組織体制・協力支援体制

- 災害発生時において、膨大な量の災害廃棄物処理が必要な場合、災害廃棄物特別担当チームを設置し、本市災害対策本部や市民環境部・建設部・総務部等と連携して災害廃棄物処理を行う。
- 本市は、一般廃棄物処理施設を保有していないため、平常時から周辺自治体や民間事業者等と災害協定を締結し、迅速かつ適切な処理が行える体制を構築しており、今後も適宜見直しを図る。

□ 住民への啓発・広報、各種相談窓口の設置

- 災害発生時に廃棄物の排出方法や分別排出を徹底するため利用可能な広報媒体を活用し、必要な情報をできる限り迅速に周知する。
- 相談窓口を設置して、市民からの相談内容やその対応方法など情報の共有化を図る。

□ 災害廃棄物処理の基本的な考え方

- 計画的かつ迅速な処理
市民の生活環境と安全の確保を確実に図るとともに、いち早く復旧・復興につなげるため、災害廃棄物発生量や被害状況等を的確に把握し計画的かつ迅速な処理を行う。
- 安全作業の確保
災害廃棄物の収集運搬や仮置場作業等においては安全確保に努めるとともに、災害廃棄物の飛散・流出や火災防止等周辺の生活環境への影響に十分配慮する。
- 環境に配慮した処理
騒音・振動、悪臭等周辺環境への配慮や作業員の防疫に努めるとともに、災害廃棄物を可能な限り分別しリサイクルを行う。
- 地域協働体制の確立
平常時から本市・市民・事業者それぞれの役割を認識するとともに、関係強化に努める。

□ 災害廃棄物発生量及び処理期間

- 南海トラフ地震（過去地震最大モデル）で推計した本市における発生量 ⇒約85千トン

種別	可燃物	不燃物	柱角材	コンクリート がら	金属	合計
災害廃棄物 発生量（トン）	11,261	16,653	1,329	51,776	4,653	85,672

- 災害廃棄物の処理期間は最大3年で終わることを目標とし、可能な限り早く完了することを目指す。

□ 収集運搬

- 災害廃棄物により生活環境に支障をきたさないように、災害発生後は速やかに被災状況を把握し、家庭ごみの委託業者や災害協定締結事業者と連携して収集運搬車両の確保に努め、車両が不足する場合には、県や周辺自治体、民間事業者等（協定先を含む）へ支援要請を行う。

□ 仮置場

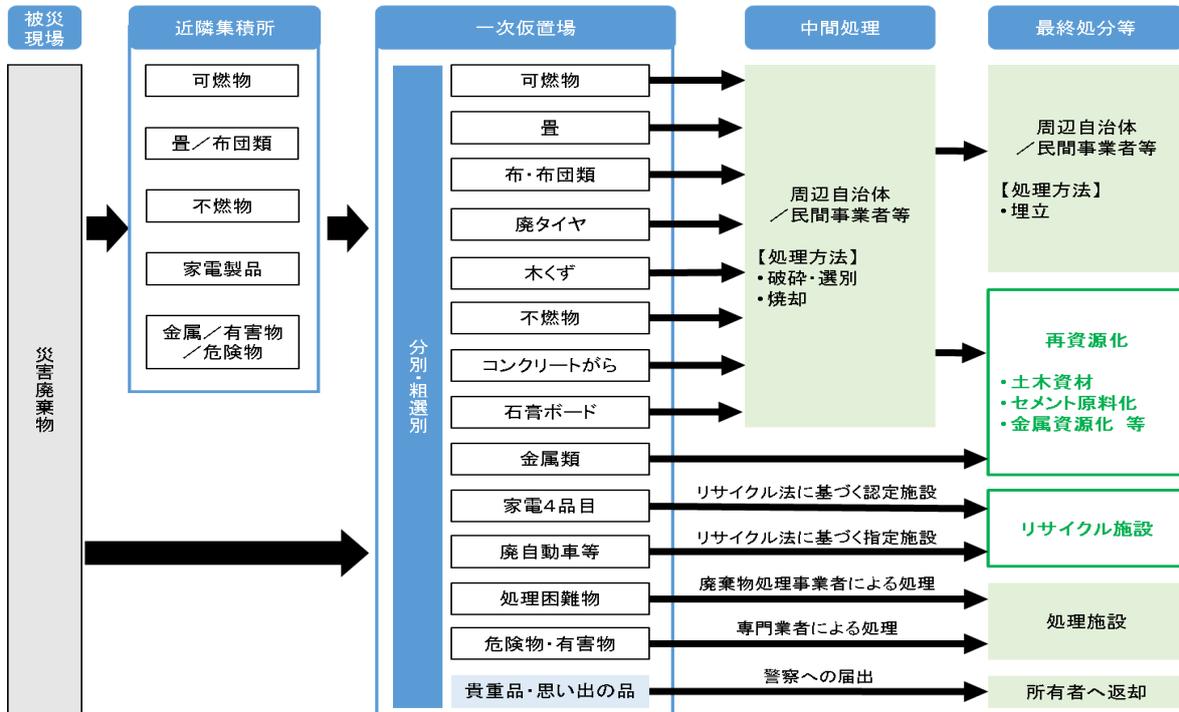
- 大量に排出される災害廃棄物を適正に処理するため、暫定的に積み置きできる仮置場を確保する。
- 災害発生時は災害の種類、規模、被災エリアに応じて公共施設・公共用地から選定し、開設、速やかに必要な機材や人員を確保し、周辺環境や安全に十分配慮しながら災害廃棄物の搬出を行う。

仮置場の 名称	定義・設置期間
近隣集積所	被災直後～数か月 被災者の生活環境と安全の確保や道路脇等への散乱防止のため、仮に集積しておく場所
一次仮置場	被災直後～3年程度 災害廃棄物の処理前に一定期間分別・保管し、処理場へ搬出する場所

※上記のほか、仮設中間処理施設を設置する場所として二次仮置場がある

□ 災害廃棄物処理フロー

- 環境負荷の低減や資源有効活用の観点から可能な限りリサイクルを促進する。
- 処理フローは下図を基本とするが、被害状況や発生量に基づき適宜見直しを行う。



□ 避難所ごみ・生活ごみ

- 避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せず既存の処理施設で処理を行うことを原則とする。
- 災害発生時には、避難所の設置数・場所に基づき、速やかに収集運搬・処理体制を構築するとともに、収集運搬・処理能力を超過する場合には、周辺自治体や民間事業者等に支援を要請して迅速な対応を行う。

□ し尿処理

- 避難所や断水・ライフラインの被害により水洗トイレが使用できない在宅避難者のために、被害状況等に応じて仮設トイレ等を設置する。
- 災害発生時には、仮設トイレ設置基数と非水洗化区域のし尿収集人口を踏まえ、し尿収集必要量を把握し、収集体制を構築する。し尿処理については五条広域事務組合と連携を密にとり、処理能力を超過する場合は、県を通じて周辺自治体等の協力を得て処理を行う。

【南海トラフ地震（過去地震最大モデル）発生時の本市におけるし尿収集必要量】

期間	当日・1日後	1週間後	1か月後
し尿収集必要量 (リットル/日)	74,482	83,097	68,699